

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、浮はえ縄漁業の禁止について、次のとおり指示する。

令和4年6月13日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会長 森友信

1 指示する内容

(1) 漁業の禁止

浮はえ縄漁具を使用して、浮はえ縄漁業を営んではならない。

(2) 制限する海域

山口県瀬戸内海海区

2 指示の有効期間

令和4年7月1日から令和7年6月30日まで